



## 児童育成支援拠点・子育て世帯訪問支援事業 類似事業事例集

令和6（2024）年3月

## 1 児童育成支援拠点事業

事例 1 認定NPO法人Learning for All	4
※児童育成支援拠点事業の要件は満たしていません	
事例 2 社会福祉法人尾道市社会福祉協議会	6
事例 3 特定非営利活動法人青少年の自立を支える会	8
事例 4 埼玉県戸田市	10
※児童育成支援拠点事業の要件は満たしていません	
事例 5 埼玉県嵐山町	12

## 子育て世帯訪問支援事業

事例 6 NPO法人バディチーム	16
事例 7 NPO法人 子育てネットワーク・ピッコロ	18
事例 8 東京都豊島区	20
事例 9 静岡県浜松市	22

※ 本事例集は、「家庭支援事業の適切な運用のあり方に関する調査研究」（令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）において、児童育成支援拠点事業及び子育て世帯訪問支援事業（以下、「両事業」という。）に類する事業の実態を把握するために行ったヒアリングをまとめたものです。令和6年度より施行される両事業の実施要件とは必ずしも合致しない内容があることを踏まえ、参考として活用ください。

# 団体／事業者ヒアリング

## 実施概要

児童育成支援拠点事業の類似事業の状況把握及びガイドライン（案）が実態に即しているかの確認を目的とし、自治体及び委託事業者の計6団体にヒアリング調査を実施し、うち5団体について取りまとめました。ヒアリング先の選定に際しては、類似事業の実施実績が比較的豊富にある事業者・自治体から抽出を行いました。

## 委託事業者

- 1 認定NPO法人Learning for All\*\*  
（埼玉県戸田市）
- 2 社会福祉法人尾道市社会福祉協議会  
（広島県尾道市）
- 3 特定非営利活動法人青少年の自立を支える会（月の家）  
（栃木県宇都宮市）

※括弧内はヒアリング対象拠点所在地であり、事業者所在地とは異なる

\*\*自治体（①）同席のもと、ヒアリングを実施した先

## 自治体

- 1 埼玉県戸田市\*\* 【委託】  
※児童育成支援拠点事業の要件は満たしていません。
- 2 埼玉県嵐山町 【直営】

\*\*事業者（①）同席のもと、ヒアリングを実施した先

## ヒアリング項目

ヒアリングにあたっては、主に以下の項目について実態や意見を確認しました。

### 基礎項目

- 拠点の規模（階数、敷地面積、延床面積、定員、開所頻度、開所時間 等）
- 1日当たりの平均的な登録状況や利用状況（令和4年度、令和5年度）及び利用者属性
- 支援体制の状況（職種、配置基準の設定状況、所属支援員数、支援員が保有している資格 等）
- 利用開始のルートから支援終了までの流れ／支援計画策定／見直し等の運用状況について、頻度や流れの概要
- 要対協（代表者/実務者/個別ケース検討会議等）への参加状況
- 児童育成支援拠点と市区町村こども家庭総合支援拠点の関係性
- 拠点における主な支援内容
- 複数事業を併せて実施しているか
- 複数事業を実施している場合、その連携方策

### 事業の実態・課題等

- 事業の周知、相談時、支援の際等における工夫（スティグマ等への配慮）
- 支援対象者の情報や状況を共有している機関、項目、共有が望ましい（求められた）情報、その他、運営者と学校など関係機関との情報共有の状況や市町村の関与状況
- 送迎支援の実施状況及び必要性を感じるケース
- 送迎支援をすることによって実際に得られた効果
- 開所時間と食事提供について、夕方以降の時間帯における対応（開所時間の設定の考え方）及び食事の提供有無
- 支援員等が受講している研修（本事業外の研修の活用している等）
- 地域との連携や課外活動の具体例
- 保健医療機関との連携の具体的な運用や市町村の協力状況
- SNS等で児童から直接相談された場合や児童本人から利用の意思を伝えられた場合への対応について、対応方針や実例

## ● 基礎項目

開所時間、 拠点規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【開所時間   14:00-20:00、開所頻度   週5日】</li> <li>・【延床面積   158.43㎡、定員   20名、階建て   1階建て】 本施設は、ガイドライン案よりもかなり広い面積になっている。他方で、その広さがないと事業を提供できないというものではないため、ガイドライン案の面積要件で問題ない。それ以上に、静養室（個別対応ができる部屋）が重要であり、必要である。</li> </ul>
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【1日当たりの利用者   5,6名程度/日（令和4年度）・4,5名程度/日（令和5年度）、登録状況   13名（令和4年度）・7名（令和5年度、10月現在）】</li> <li>・発達特性のある子ども、虐待の疑いのある世帯。</li> </ul>
支援体制の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属支援員数：マネージャー1名、拠点長1名（現在は兼任）、拠点スタッフ3名、インターン2名、ボランティア2名/日。マネージャー、拠点長、拠点スタッフがLFA職員であり、インターンは有償で配置している。また1日当たりの体制は、LFA職員＋インターンは最小3人＋ボランティア2名の計5名で実施している。</li> <li>➢ ボランティアは学生がスタッフとして来てくれている。ボランティアの役割は子どもと接し遊びことで、子どもが日々の生活の中で会うことのない年齢の大人と出会うことを体験、経験してもらうことを目的としている。利用者が4,5名程度であれば、通常人員で食事提供も含めて対応できている。利用者が多い場合は、インターンを増員し、食事提供も問題なく実施できるようにしている。</li> </ul>
支援の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業開始当初は、LFAから支援対象者にアウトリーチを行っており、現在の業務委託においても当該支援の流れを踏襲している。具体的には、①戸田市から対象者リストをLFAが受領、②関係機関等からの各種情報を踏まえ支援の優先度づけ、③支援すべき支援対象者を判断、④適切な関係機関から利用を推奨・アプローチする戦略を策定、⑤利用申請、支援開始としている。</li> <li>➢ 「支援計画」の有無が、学童クラブ等と児童育成支援拠点の違いと認識しており、目的を踏まえると支援計画の策定そのものは重要と考える。</li> </ul>
要対協の参加状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【参加なし】</li> </ul>
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外遊び、体験活動、読書活動の提供、おやつ、夕食の提供、学習習慣定着のサポート、生活習慣定着のサポート、保護者からの相談業務。送迎は予算の都合上実施していない。</li> <li>➢ 学童事業の卒業生には基本的に学習支援事業を紹介、提案。複数事業を連携して実施していることで、学童事業の利用者の約半数は学習支援事業の支援に繋がっていると認識している。</li> </ul>

## ● 事業の実態・課題等

事業周知の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スティグマへの配慮として、施設の詳細情報（対象者や住所、サービス等）を<b>非公開</b>としている。</li> </ul>
情報共有について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 【共有先】行政担当課（こども家庭支援室）、対象小中学校、ケースによって児童相談所や警察など。</li> <li>・ 【共有内容】現在は毎月の子どもの利用状況（出欠、夕食の有無、お迎え者等）、利用時の子ども、保護者の様子などが情報共有。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ その他、家庭の状況、登校状況、過去の通告歴、保護者へのコミュニケーション履歴、要対協で見守っている世帯か否か、<b>ケース会議で共有されている情報等が共有されると望ましい。</b></li> </ul> </li> </ul>
送迎支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 【送迎実施なし】 夕方以降は保護者の送迎を必須としている。そもそも2校区しか範囲でないため、車での送迎がなければ来れないという家庭は多くない。</li> </ul>
夕食提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 【夕食提供あり】 19:00までを基本として、最大20:00まで預かり可能としている。希望者全員には夕食を提供している。</li> </ul>
支援員の研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自団体内で支援者に対して実施する研修、社外研修等を実施。</li> </ul>
外部連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の印刷製本企業にて工場見学とノート作りのWSの実施、地域のお祭りへの出店（実際には暑さ指数が高く子どもは参加していない）、地域の別団体が実施しているプレーパークやフードパントリーなどの情報共有 など。</li> <li>・ 【保健医療機関との連携なし】</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 【児童からの直接相談等あり】 SNS等を実施していないが、公園等で声をかけられ、入所の希望を言われることはある。基本的には保護者に話をするように伝える→行政に対象者（経済属性での基準あり）かどうか確認してもらい、対象外であればお断りする。</li> </ul>

● 基礎項目

<p>開所時間、 拠点規模</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【開所時間   放課後-19時に開所、開所頻度   週5日】 学校長期休業時は正午から午後7時+月に1~2回週末に体験活動を実施。             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 開所時間は保護者の送迎も踏まえると、19時頃まで開所できないと困難である。</li> </ul> </li> <li>【延床面積   約120㎡、定員   20名、階建て   4階建てうち1階】 尾道総合福祉センターには市の健康推進課や社協介護施設も併設されている。120㎡の中にキッチンや勉強・遊びができる場所に加えシャワールームも完備している。</li> </ul>
<p>利用状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【月間延べ平均利用者   200名/月日 (令和4年度)・263名/月日 (令和5年度)、登録状況   10世帯15名 (令和4年度)・11世帯18名 (令和5年度、10月現在)】 1日4,5人~16人の利用であり、ほぼ毎日登録している殆どのこどもが利用している。</li> <li>ひとり親、市民税非課税世帯、発達障害、無職、要対協ケース (終結済み含む。幼児期の虐待、ネグレクト、一時保護解除後など)、エスニックマイノリティ等。従前より、所得に基準を設けており小学生を対象としている。離婚後再婚などの虐待リスクが高くなる場合など、例外規定を設けて適宜対応する。<b>中学生でも望む学生には相談・サポート</b>を行っている。</li> </ul>
<p>支援体制の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>常勤職員2名 (社会福祉士・保育士)、非常勤 (元校長1名、大学生)、管理職 (社会福祉士等)。2名常勤職員+大学生の3~4人で毎日支援体制を組んでいる。シフト上2人の時もあるが、子ども同士で過ごす場面もあるため支援に支障はない。専門資格はなくても<b>管理職で保健福祉部局のOBがあり、保健福祉部局からスーパーバイザーでアドバイスをもらえる体制</b>となっている。             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <b>入浴以外にも生理の対応などの関係で女性の支援員もいた方が良い。</b>実際男女ともに支援員がいる体制にしている。</li> <li>▶ 大学生はアルバイトで職員ではない。注意事項としてSNSで上げないこと、困ったことがあったら常勤等に報告をすることを徹底している。教職を目指している学生が多いため、福祉の前提部分も伝えている。</li> </ul> </li> </ul>
<p>支援の流れ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市担当課が対象世帯をリストアップ</li> <li>②学校・福祉機関等から該当児童について情報収集</li> <li>③情報を基に市担当課・運営団体等でアセスメントし、施設での支援や育成が適当かを判断。受け入れた際の計画を立てる</li> <li>④対象家庭に最も近い関係者からアウトリーチを実施</li> <li>⑤保護者の利用希望があれば、市担当者と運営団体で面談し、本人と利用契約を結ぶ</li> <li>⑥課題や問題が散見された場合、適宜、関係者と連携を図り、対応の見直しを図る</li> <li>⑦全体的な施設の運営状況については、月1回、書面ベースで市に報告する</li> <li>▶ <b>初めは対象者が限られるため非公表であったが、今は市事業として公開しており、保護者から問い合わせが来る</b>ことがある。問い合わせが来た場合は市に接続し市のアセスメントに従って受け入れるかが決まる。主たる対象者は支援を求める声を出せないこども・家庭のため、市のアセスメントにてアウトリーチで対応することを主流の流れとしている。</li> </ul>
<p>要対協の参加状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【参加あり】代表者・実務者会議は、参加者数の制限もあり、運営団体内の他職員が参加している。個別ケース検討会議は必要に応じて施設担当者が参加する。(要対協のメンバーに既に入っている。)</li> </ul>



<p><b>支援内容</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習支援、体験格差の補完、生活習慣の形成（夕食調理『クッキングスクール』など）、他機関へのブリッジング、相談援助、学校までの送迎サービスなど。栄養不足・食習慣が形成されていない子どもはいるが、食事提供だけでは解決にならないので、調理も含めやり方を教える。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 複数事業を同一施設で提供する場合には、居場所がない児童には特別の支援が分かれて必要なものの、互いの事業で棲み分け影響がない範囲で遊びの場を借りることなど長所がある。</li> </ul> </li> </ul>
--------------------	---

## ● 事業の実態・課題等

<p><b>事業周知の工夫</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在は市の事業として公表（事業開始時は非公表）、社会的養護の性質を前面に押し出すと利用者から敬遠されがち。そのため、<b>子どもの育成（『学び』『あそび』『体験』）に焦点を充てて周知し、当事者からも外部からもポジティブなイメージを持ってもらえるよう工夫している。</b>心配とは反してスティグマや利用者のこども・家族にうしろめたさが実際にはない状況。</li> </ul>
<p><b>情報共有について</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 【共有先】市・学校・運営団体内の他の福祉事業所。</li> <li>・ 【共有内容】現在は対象者のリスト、養育課題の概略を情報共有されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 連携に必要な学校・運営団体への情報共有において、市が保有する個人情報の取り扱いについて慎重な判断が求められることもあるが、<b>こどもの安全性を確保するために必要な情報は積極的に共有することが重要である。</b>こどもに危険やリスクがあるところは共有いただきたい。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>送迎支援</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 【送迎実施あり】 徒歩で通えない児童は学校等への迎えが必要。但し当拠点では、<b>施設への迎えは必ず保護者をお願いしている。</b>預けっぱなしでこども・家庭の自立の力を失うのではないかという指摘があり、基本保護者をお願いしている。</li> </ul>
<p><b>夕食提供</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 【夕食提供あり】 放課後児童クラブが午後6時までの開所のため、ひとり親などから「残業ができない」「仕事が終わってからの迎えがいっぱいいっぱい」との声もあり、午後7時まで運営している。なお、週5日の夕食提供は、家庭の養育力を減退させてしまう事例があり、現在、夕食は週2回「クッキングスクール」と称し、社会的養護の文脈における食事提供ではなく、「つくって、食べて、片付ける」までがワンセットの自炊体験・学びの取り組みとして意義づけている。</li> </ul>
<p><b>支援員の研修</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県社会福祉協議会の研修、運営団体の局内研修、事業担当者作成の業務マニュアルなど。児童福祉の考え方のケースワークや学習支援で教育のプロパーから話を伺うなどの取組を行っている。</li> </ul>
<p><b>外部連携</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課外活動は、地域に無料で受け入れてもらっている。地域にも喜んでもらえるような活動の在り方になるよう工夫している。</li> <li>・ 【保健医療機関との連携あり】 適宜医療の対象は医療機関との連携を行っている。<b>初診で発達障害の診断が出て保護者が困っている時</b>（療育を勧められたなど）に対応をする。内科的疾患は申し送りがある程度で医療機関と連携はしていない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 必要があれば医療機関との連携は不可欠だが、病院が当方も含めた周囲への情報収集をしないまま、初診で発達障害の診断を行う事例が相次ぎ、混乱した保護者から相談を受けることが多い。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>その他</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 【児童からの直接相談等あり】 <b>子どもは施設を利用希望しても、保護者が拒むケース</b>がある。直接関係のない児童から来たケースはない。市の子育て支援課から言われるのは、保護者から福祉面より宿題のサポートをしてほしいとよく言われる。学校で上手くやっっていけることを求める傾向がある。そのため、サポートの一環で検定試験なども身に着けさせることが保護者に響いている。</li> </ul>



## ● 基礎項目

開所時間、 拠点規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>【開所時間   放課後-19時、長期休み-8時-16時、開所頻度   週5日】</li> <li>【定員   18名、階建て   1階】 借家を借りており、床面積は96.88㎡。借家の部屋数は、6畳2部屋、7畳、8畳、キッチン。7畳の部屋はフローリングで事務所（パソコン、鍵付きロッカー、電話等があり、メインは大人が利用。勉強等をした場合はこどもも利用）の役割も兼ねている。他3部屋は畳。</li> </ul>
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>【1日当たりの利用者   6-9名程度/日、登録状況   小学生7名、中学8名、高校生7名（計22名）】 週2回の利用上限を設けているが、場合に応じて、2回を超えての利用も可としている。月の家設立当初の役割は、こどもがのびのびと過ごしてもらうことを目的としていたが、年数が経ち、保護者のSOSの支援も行っている。</li> <li>宇都宮市の場合は<b>小学生、中学生が対象。高校生であっても利用が必要な場合は利用可能（週1）</b>としている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 朝、月の家で登校支援を行ったり、遠足や運動会等の行事の際に月の家と一緒に対応することもある。月の家の拠点外の支援に時間を割いている。その他、アウトリーチ支援として例えば、不登校にこどもに対してイライラしてたまらないという保護者のSOSがあった場合には、早期に迎えに行く等も対応。</li> </ul> </li> </ul>
支援体制の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>常勤2名、非常勤2名、アルバイト、ボランティア、保育士。1日3～5名程度が拠点にいるようにしている。こどもと関わるのは常勤1,2名 + アルバイト、非常勤はスーパーバイザー・こどもの送迎、ボランティアは食事作り・こどもの送迎。ボランティアは曜日で固定、月曜日～木曜日2名、金曜日3名（時間交代の都合上）。</li> </ul>
支援の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市家庭支援室からお電話あり</li> <li>②家庭の状況を支援室から資料を基に確認</li> <li>③家庭に家庭訪問or月の家に見学に来てもらう</li> <li>④学校で先生とカンファレンス</li> <li>⑤支援室から家庭に月の家の利用を推奨し、利用意向があれば利用が開始（もう一歩踏み込み、利用勧奨に近いことをする場合もあり） <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ③において<b>保護者がイメージをもつことは重要</b>であり、支援できないとこどもを守れない（ネグレクト等）状況であるため、<b>支援室、児童相談所が踏み込んで話をを行い、事業者は保護者が拒絶しないように入りすぎない役割で分担</b>している。</li> <li>➢ 毎月の支援目標作成について、宇都宮市指定の様式に沿って作成、こどもの個別の記録について現状・課題・目標の3項目を報告している。支援内容やカンファレンスの実施については、月の家から市に声掛けしている。</li> </ul> </li> </ul>
要対協の参加状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>【参加あり】年に1回の代表者会議に参加（仕様書で定められている）。実務者会議等にも参加したいが現状は参加できていない。</li> </ul>
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>送迎、食事、学習、入浴、洗濯、家庭への支援、子どもの個別対応。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>複合施設化が望ましくなく</b>、その理由は、同じ法人で運営している自立援助ホーム「星の家」は中学を卒業した15歳以上のこども達が入居している。家庭の事情で親と暮らせなかったり、虐待で保護されて深い傷を負ったこども達も多く「星の家」は入居しているこども達にとって心を癒す居場所であればならない。<b>配慮が必要なこどもにとってストレスに感じてしまう可能性</b>がある。</li> </ul> </li> </ul>

## ● 事業の実態・課題等

<p><b>事業周知の工夫</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>居場所のパンフレットを制作しているが、基本家庭への配布はしていない。居場所のパンフレットは、県内の居場所の連絡協議会、県からの委託で担い手育成事業において作成しており、外部の方向けへの説明資料になっている。<b>パンフレットの内容を保護者が見た際に、自身の家庭状況が困難と思わないように留意</b>している。</li> <li>一年に数回、家庭に向けて「月の家からこんにちは」の便りを発行している。スタッフ、子ども、ボランティア、アルバイトの声。お知らせなど。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ また、施設の紹介の際に、「小さい学童保育」という紹介の仕方のすることによりスティグマ等に配慮している。利用申請時等の入口の段階では特に配慮している。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>情報共有について</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【共有先】定期的に学校で関係機関とのカンファレンスを行っている。学校、家庭相談室、児童相談所、児童家庭支援センター、保健所、病院、学童保育、放課後デイサービス。家庭によっては他機関も関わっているため、カンファレンス開催時には関係機関が集まって情報共有を行っている。</li> <li>【共有内容】市から最初に連絡がある際には、ガイドライン案の項目と相違ない情報が共有されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 家庭支援室と情報共有を図っているが、<b>家庭が困難ケースに陥る前におそれのある段階から情報共有されることが望ましい</b>。また、学校も含めてカンファレンスする場合は、担当者間での日程調整がなかなかつかず、支援が遅れる場合もある。</li> <li>➢ 家庭に係る中心的役割を担う期間は家庭支援室であるが、保護者が行政に対して態度が硬直化してしまう（行政職員だから対応しない、家庭訪問に応じない等）場合もあり、月の家が一種の緩衝材的な立ち回りで家庭と家庭支援室の間に入ることもある。そこで、家庭支援室とずっと密に情報連携したい。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>送迎支援</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【送迎実施あり】 <b>子どもが個別で話をしたい時、保護者が相談したい時など、送迎の時間は重要</b>になる。送迎がなければ利用者数が減少すると懸念する。また、家庭に自家用車がある場合は保護者に迎えに来てもらうケースはある。</li> </ul>
<p><b>夕食提供</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【夕食提供あり】 夕方の食事提供はもともと有りとしている。</li> </ul>
<p><b>支援員の研修</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの居場所担い手研修、栃木県児童養護施設連絡協議会研修ほかを受講。<b>現場で実践しているからこそ、支援員にとっては研修受講が必要</b>となる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 他方で、担い手が少なく、<b>支援の提供時間の兼ね合いもあり、研修受講が困難な場合もある</b>。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>外部連携</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域のボランティアが立ち上げた団体でのキャンプや運動会ほか、土日を活用しBBQやハイキング。</li> </ul>
<p><b>その他</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【児童からの直接相談等あり】 SNSで児童が巻き込まれたことがあった。当該ケースでは、保護者と児童本人と居場所スタッフで話をを行い、学校、児童相談所、支援室に連絡した。</li> </ul>

## ● 基礎項目

開所時間、 拠点規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>【開所時間   14:00-20:00、開所頻度   週5日】 基本的には放課後から開所するという整理である。ただ、学校が午前中授業になる場合もあり、14時という設定にしている。他方で、夏季休業中における開所時間の変更等は行えていない。ガイドライン（案）で示される時間では、本市では人材確保の観点から困難である。</li> <li>【延床面積   158.43㎡、定員   20名、階建て   1階建て】 もともとコンビニのような施設を居抜きで使っており、面積要件等は考えていなかった。個人的な考えにはなるが、課題を抱える子どもが利用する施設であるため、学童クラブにおける面積の基準値よりも大きな面積が必要という考えには異論なく、ガイドライン案で問題ない。</li> </ul>
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>【1日当たりの利用者   5,6名程度/日（令和4年度）・4,5名程度/日（令和5年度）、登録状況   13名（令和4年度）・7名（令和5年度、10月現在）】 支援対象者に利用申請いただくことが難しく、その結果、定員と比較して1日の利用者が少ない状況である。<b>本当に支援が必要な支援対象者にたどり着くまでが難しく、また、保護者の利用申請がないと支援開始できない。</b></li> <li>発達特性のある子ども、虐待の疑いのある世帯。本市では支援対象者の要件を定めており、市提供の4つある行政サービスのうちいずれかを利用している家庭を対象としている。当該要件は、ガイドライン案で示されている要件に内包されるものであり、相違ない。また、支援対象者の判断を自治体に裁量があることが望ましく、ガイドライン案のような自由度がある記載は望ましい。</li> </ul>
支援体制の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書にて、拠点長は有資格者もしくは業務従事経験者（①社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、保育士、教員免許等のいずれかを有する者、②福祉・教育関係相談業務、児童相談所関係業務等における1年以上の従事経験を有する者）、拠点スタッフは業務内容の従事に必要な研修を受けたもの、と明記。</li> </ul>
支援の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校や行政から事業者に対して対象者（経済属性基準による）の家庭状況等の情報共有を行い、受け入れ可否相談をし、利用を開始している。アセスメントを実施して個別支援計画を策定する。週次で計画の進捗を確認し、支援内容を検討。半期ごとに計画の振り返りと更新、見直しを実施している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>本市では、支援実施に至るまでにアウトリーチを事業者と連携して行う点で、個人情報の取り扱いに係る論点が生じている。対象者リストを渡すにあたり、個人情報の取り扱いに係る手続きを市・LFAで行っている。アウトリーチを事業者と協力して事前に行わない場合には、利用申請前に個人情報を事業者に事前共有することは困難である。</li> <li>支援を実施するにあたり、支援対象者の抱える課題や対応方針を事前に考える必要性は認識しているが、「支援計画」という書類の作成を義務付けられると、どこまで作りこむかで事業者の負担増加につながる可能性がある。「計画」という名称では、自治体は大層なものをイメージしてしまい、詳細まで作成してしまうことが想定されるため、別の表現に見直すことや、記載内容・ボリュームに柔軟性を持たせるなどの工夫を検討いただきたい。</li> </ul> </li> </ul>
要対協の参加状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>【参加なし】 要対協でケースを扱うことにはケースワーカーがついて情報集約を図っており、実務者会議において関係機関内で情報共有を行っている。要対協に事業者が参加することは想定していない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者から要対協に参加したい、という要望があったことはある。その場合、<b>個別ケース会議において適宜必要な関係機関に参加してもらっている。</b>なお、個別ケース会議の対象者が拠点の利用者であった場合、必要があれば児童育成支援拠点の事業者も個別ケース会議に参加してもらう可能性はあるものの、ケースバイケースの判断となっている。個別ケース会議の参加者は、当該会議の目的を踏まえつつ決定している。</li> </ul> </li> </ul>

支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>外遊び、体験活動、読書活動の提供、おやつ、夕食の提供、学習習慣定着のサポート、生活習慣定着のサポート、保護者からの相談業務。</li> <li>➢ 送迎は予算の都合上実施していない。また、学童事業と学習支援事業を実施しており、学童事業の卒業生には基本的に学習支援事業を紹介、提案している。</li> </ul>
------	--

## ● 事業の実態・課題等

事業周知の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>スティグマへの配慮として、施設の詳細情報（対象者や住所、サービス等）を非公開としている。本市の事業では生活困窮世帯を対象にしているため、<b>施設に通っていることもが地域や学校の中で生活困窮世帯というスティグマがつけられることは望ましくないと考え、情報を非公開</b>にしている。施設の場所も支援対象者にしか知らせていない。</li> </ul>
情報共有について	<ul style="list-style-type: none"> <li>【共有先】行政担当課（こども家庭支援室）、対象小中学校、ケースによって児童相談所や警察など。</li> <li>【共有内容】毎月の子どもの利用状況（出欠、夕食の有無、お迎え者等）、利用時の子ども、保護者の様子。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ガイドライン案に示される共有情報は自治体から提供できないものではないと考える。他方で、情報を共有しても事業者側で有効活用されるかが論点となる。<b>支援対象者には要配慮すべき個人情報が含まれる家庭も多く、共有した情報が有効活用され反映されていないことは望ましくない</b>。他方で、しっかりした支援計画を策定するためには、ガイドライン案の情報は必須になる。</li> <li>➢ 事業者への情報共有に際しては、ガイドラインにて必要手続き等が示されることが望ましい。</li> </ul> </li> </ul>
送迎支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>【送迎実施なし】</li> </ul>
夕食提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>19:00までを基本として、最大20:00まで預かり可能としている。希望者全員には夕食を提供している。</li> </ul>
支援員の研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者内で支援者に対して実施する研修、社外研修等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ガイドライン案に示す研修内容は妥当と考える。他方で、委託事業として考える際に、これらの項目について研修を委託する事業者の中でやりきれない団体もあるのではないかと。<b>事業者の中でその研修のノウハウがなかった際はどうするのか、という問題点</b>がある。自治体で研修資料を作る必要が生じると、自治体の負担になる。</li> </ul> </li> </ul>
外部連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の印刷製本企業にて工場見学とノート作りのWSの実施、地域のお祭りへの出店（実際には暑さ指数が高く子どもは参加していない）、地域の別団体が実施しているプレーパークやフードパントリーなどの情報共有 など。</li> <li>【保健医療機関との連携なし】</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>【児童からの直接相談等あり】 SNS等は実施していないが、公園等で声をかけられ、入所の希望を言われることはある。基本的には保護者に話をするように伝え、自治体にて支援対象者かどうか確認し、対象外であればお断りする。</li> </ul>



## ● 基礎項目

開所時間、 拠点規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>【開所時間   10:00-17:00、開所頻度   週5日】 月火木金を開所とし、水曜日はケース会議や職員の研修の時間に充てている。相談業務は週5で実施している。</li> <li>【延床面積   136㎡、定員   20名、階建て   1階建て】 B&amp;Gの支援で拠点事業専用の施設を準備した。キッチン、シャワールーム、洗濯機、相談室、事務室を完備している。</li> </ul>
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>【1日当たりの利用者   8名程度/日（令和4、5年度）、登録状況   14、15名程度（令和4、5年度）】 今年度から不登校のこどもの居場所として午前中1、2人受け入れている。学校と同じタブレットを準備、学習支援ソフトで勉強等している。</li> <li>ネグレクト、生活困窮、養育相談。要対協ケースやご家庭で不安の方をピックアップして、放課後コミュニケーション教室として学校が終わった後に支援を行っている。利用するまでの対象となり得るこども・家庭へのアプローチはケースバイケースである。<b>児童福祉が全面に入ると身構えてしまうため、支援員と関係性を築いた中で利用を勧めている。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 一番支援の効果があるのが小学校低学年である。中学生からでも支援を受けたい場合は随時対応している。こども自身を変えるのは小学生低学年でないと難しく、年齢が上がると課題をフォローする形になる。保護者の考えを変えることは難しく、こどもの自立の力をつけさせる方針である。高学年では個性を活かせるフォローを行う。</li> </ul> </li> </ul>
支援体制の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども家庭総合支援拠点に準じた配置基準（常勤3名うち心理士1名）としている。週5勤務が1名、週4勤務が2名。もう2人ほしいところであるが、<b>募集をかけているものの支援に必要なスキルを持つ適した人材が集まらない。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 支援員は3名とも女性。男性が苦手な利用者もいる。今年度当初は教員OBの男性支援員もいたが、特に女子の利用が減った。見た目が男性らしさがあり敬遠された。<b>支援の中で男性職員が必要な際は福祉課の職員が対応している。</b></li> </ul> </li> </ul>
支援の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学児からを支援対象とし、初回に支援計画を作成。定期的な見直しはしていないが、ケースの状況に合わせて随時見直しをしている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>学校からの相談または児童福祉担当の要対協で家庭に問題があるケースを</b>拠点支援に繋げている。学校の場合は主席支援員が直接授業を見学したり職員やケースワーカーと相談し、福祉課で許可を出してもらったうえで受け入れる。</li> </ul> </li> </ul>
要対協の参加状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>【参加あり】 <b>要対協の個別ケース検討会議には主席支援員が出席</b>している。福祉課の直営で運営しているため出席可能である。単に虐待の場合などは参加していないが、支援の必要の可能性がある場合出席するようにしている。</li> </ul>
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談業務、学習支援、コミュニケーション教室。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ コミュニケーション教室の主眼は家庭で身に着けるべき生活習慣を身に着けることである。過去にネグレクト傾向でお風呂に入っていない・よく洗えていない場合があり、入浴の指導をしたことはあるものの、入浴支援まで必要なケースは殆どない。コミュニケーション教室はネグレクトまでいかないケースが多く、児童相談所の介入が難しいケースに支援する形である。</li> <li>➢ 情報連携の強みが直営としてあるが、<b>町営がゆえに利用者が身構える（監視されると感じる）傾向がある。そのため、関り方に距離を置くようにしており、具体的には野外活動イベントに以前は福祉課も積極的に参加していたが、控えるようにしている。</b></li> </ul> </li> </ul>

## ● 事業の実態・課題等

<p>事業周知の工夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去に2回、小学校でチラシを配布。センター開催のイベントにてPRしている。平成31年に開所してからコロナ前までは体験活動を町内小学校全域にお知らせして、<b>イベントを開催する中で支援員と会話してハードルを下げて困っている家庭を支援へ繋げていた。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ コロナ禍では拠点を利用している親子に体験いただき、家庭の様子が見れる機会となっていた。他方で、コロナが明けてオープンにイベントを行ったところ、施設が広く知られたことにより参加へのハードルがあがってしまった。</li> </ul> </li> </ul>
<p>情報共有について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【共有先】福祉課児童福祉担当、教育委員会、小中学校。</li> <li>【共有内容】福祉課直営なので、原則すべての項目を共有。</li> </ul>
<p>送迎支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【送迎実施あり】常勤の支援員が送迎を担当。送迎は絶対実施ではない。<b>保護者が送迎することが基本であり、送迎を出来るかが家庭環境の目安</b>としている。免許証がない・仕事がある場合のみ送迎を実施している。運転は支援員が行っており、B&amp;Gの補助で7人乗りの車を購入し対応。学校の敷地の近くの立地であるものの、その他の離れた2校に関しては学校から拠点への送迎を全員常にしている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ お迎えの際に保護者から相談を受けることは多く、また、送迎時に家庭の状況を目視出来る。例えば、送迎時に保護者が帰ってきておらず、ネグレクトの可能性を確認出来た。</li> </ul> </li> </ul>
<p>夕食提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用時間10時～17時、食事ではなくおやつを提供。17時までの開所で、多くの拠点では夕食提供もあると思うが、夕食はあえて提供していない。本来家庭でとるべきであるという方針でいる。補食は提供している。</li> </ul>
<p>支援員の研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埼玉県主催の研修。（発達支援マネージャー研修）B&amp;G財団主催の研修を受講。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ こども家庭支援拠点の資金で知識を持った支援員が前提である。経験の部分ではB&amp;G財団主催の研修では、拠点の事例の話が多く経験値になる。経験が一番補う必要がある。</li> </ul> </li> </ul>
<p>外部連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>ボランティアや農場提供等で地域連携</b>している。いも掘りや栗拾い等を実施。具体的には、4名のボランティア（学生・高齢女性・過去に拠点を利用していた保護者）が料理を作ったりしたりイベントを開催している。地域の人が無償で提供して芋ほりやゆず狩りをしており、逆にこどもへ地域の人々の協力をフィードバックしている。支援員がスクールソーシャルワーカーや放課後子ども教室で培った人脈で地域の協力者を探したり、議員の農場を活用したりして対応している。</li> <li>【保健医療機関との連携あり】健康いきいき課母子保健担当と連携し、毎年度当初に学校も交えて情報共有している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>医療機関の連携は常時しておらず、ケースごとに適宜連携</b>している。唯一連携しやすい医療機関は、社会福祉法人で病院も施設も併設しており、支援計画相談も行っているためケースワーカーがいて社会福祉士と連携している場合がある。児童発達専門の小児科の計画相談員に、利用者への受診勧奨などの事前相談・連携をおこなうことがある。</li> </ul> </li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【児童からの直接相談等ほぼなし】児童からはほぼ相談はないが、保護者や親族からの相談はある。児童については、むしろ各学校で担任との信頼関係の中で依頼している。特に要対協や特性のある子を担任側がよく見てアプローチするのが良いと考える。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ なお、相談があった場合の対応としては来所を促し直接面談する、内容に応じて児童福祉担当とも一緒にケースワークすることを想定。</li> </ul> </li> </ul>



# 団体/事業者ヒアリング (第5回検討会議資料)

## 実施概要

子育て世帯訪問支援事業の類似事業の状況把握及びガイドライン（案）が実態に即しているかの確認を目的とし、自治体及び委託事業者の計5団体にヒアリング調査を実施し、うち4団体について取りまとめました。ヒアリング先の選定に際しては、類似事業の実施実績が比較的豊富にある事業者・自治体から抽出を行いました。

### 委託事業者

- 1 NPO法人バディチーム  
(東京都)
- 2 NPO法人 子育てネットワーク・ピッコロ  
(東京都)

※括弧内はヒアリング対象拠点所在地であり、事業者所在地とは異なる

### 自治体

- 1 東京都豊島区
- 2 静岡県浜松市

## ヒアリング項目

ヒアリングにあたっては、主に以下の項目について実態や意見を確認しました。

### 基礎項目

- 支援対象
- 年間の平均的な登録状況や利用状況（令和4年度、令和5年度）及び利用者属性
- 支援体制の状況（職種、配置基準の設定状況、所属支援員数、支援員が保有している資格 等）
- 利用開始のルートから支援終了までの流れ／支援計画策定／見直し等の運用状況について、頻度や流れの概要、自治体や関係機関との情報連携や、団体・自治体で活用している連絡方法・記録・支援計画の様式等のツール
- 支援対象者の情報や状況を事業者と市町村や関係機関で共有する際の実態（情報提供の項目、共有が望ましい（求められた）情報、その他、運営者と学校など関係機関との情報共有の状況や市町村の関与状況、保護者が事業所や市町村と共通認識のもと支援を利用するために行っている工夫）
- 要対協（代表者/実務者/個別ケース検討会議等）への参加状況
- 事業者と市町村の子育て世帯訪問支援事業の担当部署と市区町村子ども家庭総合支援拠点（要対協の調整機関）の関係性
- 拠点における主な支援内容、「家庭訪問」による支援のメリットや効果、訪問支援特有の難しさや工夫を必要とする点

### 事業の実態・課題等

- 訪問支援員に対する研修の実施状況（訪問支援員の要件を満たすための基礎的な研修の内容及び研修にかかる時間、継続的な研修の内容（技術向上研修や応用的研修など）及び頻度や研修にかかる時間、研修における課題）
- 研修の受講を必須とした際の負担感（研修の準備、許容できる研修の時間や実施頻度 等）
- 支援対象者と訪問支援員や事業者とのトラブル対応等に関する自治体の関与の実態とあるべき姿

● 基礎項目

支援対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>さまざまな事情や背景で子育てが大変になっている家庭、里親家庭</li> </ul>		
利用状況		利用世帯数	利用件数
	令和4年度	310世帯	10,708時間
	令和5年度	188世帯	5,426時間
	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が精神疾患を抱えている家庭や軽度知的障害の恐れのある家庭は多い。保護者が健康である事例は多くなく、基本的には保護者に疾患等があり支援につながるケースが多い。</li> </ul>		
支援体制の状況	所属支援員数	約198名（直接雇用する訪問支援員   約80名、行政に登録する地域の支援員   約100名、事務局員   18名）	
	要件・資格	資格不問である。直接雇用する訪問支援員、行政に登録する地域の支援員の約半数は関連資格を保有しており、事務局員では社会福祉士・精神保健福祉士 1名、看護師 1名、保育士 若干名所属している。	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政に登録する地域の支援員は週1～2回稼働する、広く公募で募集している有償ボランティア支援員である。地域の支援員も訪問支援を行っている。</li> <li>直接雇用する訪問支援員のボリュームゾーンは30-40代、地域の支援員は50-60代である。</li> <li>保育士や教員、ベビーシッター資格などを保有している方からの応募が約半数である。</li> </ul>	
支援の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体から相談があり、児童の基礎情報や家族構成、病歴など、<b>支援提供に必要な情報が、事前訪問前のマッチング検討の段階で自治体から共有</b>される。支援計画は基本的には自治体で作成し、支援計画の提示は事前訪問時に共有されることもあるが、事前訪問後の支援内容の詳細調整の段階で届くこともある。訪問開始後は進捗状況を自治体へ報告し、必要に応じて支援内容を見直す。<b>訪問支援の中で訪問支援員が気になる点があれば、事業者内部で報告が上がり、その後は自治体へ連絡</b>している。行政の委託事業については、こども家庭センターや児童相談所が間に立って連携が行われる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>かつちりした支援計画を建てたうえで検討を進めると、支援が提供できなくなると懸念</b>する。支援内容について、自治体側できっちり決めてしまい事業者側の支援のニーズの考えと合わないこともある。</li> <li>➢ <b>マッチング検討の段階で、希望する曜日・時間帯も共有されると望ましい</b>。事前情報をもって、支援対象者と合いそうな支援員を検討し、事前訪問につながる。ガイドライン案に記載されている提供・共有情報がすべて共有されれば支援においては十分であるが、実際にはサポートプランの内容は共有されないと史料する。</li> <li>➢ 関係機関からの情報共有について、<b>支援員へのフィードバックとして他の方からの目線の情報・評価があると支援員・事業者としてありがたい</b>。支援員は自分が役に立っているかを気にする。</li> <li>➢ 支援について利用期間（3ヶ月～6ヶ月・1年～数年）を迎えた場合は終了になるが、より長期で提供すべきと考える時もある</li> </ul> </li> </ul>		

<p>保護者が、事業所や市町村と共通認識のもと、支援を利用するために行っている工夫</p>	<p>—</p>
<p>要対協の参加状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【参加あり】自治体によっては代表者会議に出席している。多い場合は、年に3~4回個別ケース会議が開催され情報共有を図っている。</li> </ul>
<p>支援内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家事支援（調理・掃除）、育児支援（保育・送迎）、学習支援。本事業は家事支援ではなく、家庭状況に入ること、各家庭の悩みや相談を受け止めることが重要な役割と考える。 <ul style="list-style-type: none"> <li>孤立の防止や、家庭として何してほしいかという具体的なニーズの中で、相談だけではなく手を動かすことによる負担軽減効果がある。また、訪問支援を通して<b>困難の恐れのお気遣いだけでなく、良い変化にも気づくことができる</b>。家庭訪問により信頼関係の構築の効果もある。</li> <li>訪問支援員と家庭との「距離」の確保の難しさに関して、訪問支援員が支援対象者との「距離感」を間違い、<b>トラブルや事故等が発生しないようにコーディネーターが間に入って</b>、事業として継続して実施できる等に留意している。支援の継続実施には距離感が重要である。多様な価値観の受容の工夫が必要となり、家庭に入っていくと多様な価値観に遭遇するため、特定の価値観に固執してしまうと支援が円滑に提供できなくなる懸念がある。</li> </ul> </li> </ul>

## ● 事業の実態・課題等

<p>訪問支援員の要件を満たすための基礎的な研修の内容、研修にかかる時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>座学2時間×3回（訪問支援の課題背景と意義、精神疾患・障害に、受容・傾聴、実務マニュアル）、現場研修2時間×1回～数回（経験により異なる） <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の支援員は区との登録の関係で研修は異なり、座学は少ない。<b>基本的には現場に同行する形でフォロー</b>している。地域の支援員は登録後に、支援対象者との接し方等が問題ないと判断するまでコーディネーターが同行して、実質的に現場研修を行っている。本スキームでは訪問支援員の担い手の間口が広がるため、ニーズに大して人員が充足できるというメリットがある。</li> <li>座学は多くとも現状程度で、スキル形成は現場研修にて柔軟に対応できると望ましい。</li> </ul> </li> </ul>
<p>継続的な研修の内容、頻度や研修にかかる時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フォローアップ研修（年数回／2時間前後） <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問支援員どうしの交流を兼ねた情報共有は必須。</li> </ul> </li> </ul>
<p>研修における課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>個別の日程調整が難しい</b>。登録して面接し、個別に日程調整していくなかで1人、多くても2~3人に対して研修を提供する形となる。</li> </ul>
<p>研修の受講を必須とした際の負担感</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続研修の場合、上記の通り全員参加が難しいため複数回の開催が必要になる。事業所が企画・実施する形式で全員受講必須となると業務負担が大きい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>初期段階では<b>マインドを伝える観点でも、事業者が研修を主催することが望ましい</b>。他方で、継続的な研修については外部組織が存在するのであれば、それを活用できることが望ましい。</li> </ul> </li> </ul>
<p>支援対象者と訪問支援員や事業者とのトラブル対応等に関する自治体の関与の実態とあるべき姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体が事実関係を聴き取り、事業者と対象者が直接連絡をとらないようにする等の対応も行っている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭ごとに異なるが、事業者が支援対象者とのトラブルを一時的に受け対応することが良いと考える。その後、自治体に共有、激しい対応になる場合はソーシャルワーカーが間に入る等の対応となる。基本的には事業者が支援対象家庭に直接対応しつつ、必要に応じて自治体が関与するという関わり方が望ましいと思料する。</li> <li>トラブル予防のためにも、保護者の病気や障がいに関するある程度の情報を共有してもらいたい。</li> </ul> </li> </ul>

● 基礎項目

<p>支援対象</p>	<table border="1"> <tr> <td>ファミリーサポート事業</td> <td>対象児が18歳まで</td> </tr> <tr> <td>ひとり親支援事業</td> <td>対象児が小学6年生まで</td> </tr> <tr> <td>養育支援訪問事業</td> <td>対象児が小学4年生まで</td> </tr> <tr> <td>事業者独自の支援</td> <td>産後～18歳までの子どもがいる家庭</td> </tr> </table>	ファミリーサポート事業	対象児が18歳まで	ひとり親支援事業	対象児が小学6年生まで	養育支援訪問事業	対象児が小学4年生まで	事業者独自の支援	産後～18歳までの子どもがいる家庭
ファミリーサポート事業	対象児が18歳まで								
ひとり親支援事業	対象児が小学6年生まで								
養育支援訪問事業	対象児が小学4年生まで								
事業者独自の支援	産後～18歳までの子どもがいる家庭								
<p>利用状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【利用件数 ファミリーサポート事業   1,670件（令和4年度）、ひとり親支援事業   837件（令和4年度）、養育支援訪問事業   167件（令和4年度）】</li> <li>ひとり親は母子だけでなく父子も含まれる。ひとり親で精神疾患があるため就業していないものの保育園を利用していたり、DVを経験した場合などもある。どちらかという、ひとり親の方が困難を抱えている家庭が多い印象。</li> </ul>								
<p>支援体制の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【要件・資格   資格不問である。養育訪問支援事業などはファミリーサポート事業などで訪問経験を有することを要件としている。】</li> <li>➢ 1/3はヘルパー、保育士、教員などの有資格者である。</li> </ul>								
<p>支援の流れ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要対協のメンバーでもあるので、自治体と連携して事業を展開している。養育支援訪問事業の場合は、子ども家庭支援センターのワーカーとピッコロのコーディネーターが同席して、実際に子どもが必ずいる時に訪問する。<b>親子の状況や家庭での様子及び利用のニーズの詳細について確認し、子ども・親に対しての具体的な支援内容、育児・家事の実施方法について確認して、承認を得ることをおこなっている。</b></li> <li>➢ ガイドラインに示す「子ども家庭センターがアセスメント、支援計画の作成については、担当するワーカー作成し、後日事業者（当団体）に届く。利用者からの支援依頼については、子ども家庭センターが受け、その都度事業者に伝えられるため、依頼受け付け時にその時点の家庭の状況や支援内容の確認が必要になるが、曖昧であると支援者が担当制ではないため（緊急以来にも対応できるようにするた）、家庭との面識がない支援者が訪問する場合は責任が持てない。ファミリーサポートのように担当支援者を必ず決め、家庭との事前面談において、アドバイザー（ピッコロ職員）が同席して、三者間での支援内容の確認などを行った後、支援をスタートさせる形式であればまだ対応できるが、担当が決まっていると緊急に支援が必要な家庭へすぐに支援を開始できないデメリットはある。</li> </ul>								
<p>保護者が、事業所や市町村と共通認識のもと、支援者を利用するためにやっている工夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>利用者と認識の相違がないよう、打ち合わせ表、事前打ち合わせ用紙を3つつづりにしている。</b>こども家庭センター、利用者、支援者で保管しトラブル防止を図っている。また、説明資料などが利用者に分かりやすいかは重要である。</li> </ul>								
<p>要対協の参加状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 【参加あり】 要対協のメンバーに既に入っている。子ども家庭支援センターに要望しケース会議を開いてもらうこともある。</li> </ul>								
<p>支援内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家事支援、育児の支援、育児などの相談。<b>家事育児を保護者も一緒におこない、家庭の中で家事育児の方法をエンパワメントしていく。</b></li> <li>➢ 行政の担当者でなく、普段接するいつもの支援員だから話せることもあるため、子育て世帯訪問支援事業の新設により、これまでの相談支援機能が抜け落ちないか懸念している。家事育児と専門職の行う相談と明確に分けることは違うのでないか。</li> </ul>								



## ● 事業の実態・課題等

<p>訪問支援員の要件を満たすための基礎的な研修の内容、研修にかかる時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファミリーサポート事業で30.5時間研修（厚労省24時間提示）に加えて25.5時間の研修（座学、演習形式（産前産後鬱につて、沐浴、親に精神的課題を持つ家庭、傾聴、DV、守秘義務、家庭の捉え方（見立て）事例検討、スキルアップで調理実習など）。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 前提として、ファミリーサポートで経験（30.5時間）を積んだ支援員が研修を受け、養育支援員となる。</li> <li>➢ <b>資格・経験の有無にかかわらず、同様の研修を受けることとなっている。</b></li> </ul> </li> </ul>
<p>継続的な研修の内容、頻度や研修にかかる時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての事業でそれぞれスキルアップ研修を実施（2回/年）             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 事例検討、24年間のヒヤリハットの分析結果を取り入れた研修を行い、家庭訪問の密室な中での支援を見える化し、映像を制作し学べるようにしている。</li> <li>➢ 訪問する世帯のケースによって環境や背景や抱える課題が全く違うので、研修は資格の有無にかかわらず継続して実施する必要がある。</li> </ul> </li> </ul>
<p>研修における課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用がかかる。</li> </ul>
<p>研修の受講を必須とした際の負担感</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>養育支援基本研修25.5時間分の予算は委託費の中に入っているが、<b>さらにスキルアップするための研修費、会場の提供があると良い。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 支援者は専門職である必要はないが、専門職でない部分を補う研修は必要と考えるので、最低ラインの規定を設け報告などを義務付けたくうえで補助が受けられる体制にすることで研修を確実に受ける環境を整備するが必要である。家庭を取り巻く環境は常に変化するため、より安心でき、安全な支援の提供のためにスキルアップすることは必須である。</li> </ul> </li> </ul>
<p>支援対象者と訪問支援員や事業者とのトラブル対応等に関する自治体の関与の実態とあるべき姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭で抱える困難は多岐に渡り、<b>重篤な課題を抱える家庭の支援を行う可能性も出てくるので、自治体との連携は必須</b>である。きょうだい児など対象児の兄弟が課題を抱えているケースもある。家族のメンバーのそれぞれの特徴を知り、支援を見立てていくことも必要であり、常に家庭の状況は変化するので、一番身近な支援者からの報告を大切に、支援の現場で何が起きているか知るために、子ども家庭支援センターも時には、現場の支援を実際に体験すべきだと思う。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 子ども家庭支援センターに要望しケース会議を開いてもらうこともある。</li> <li>➢ 保育園、児童相談所とも連携し、様々な支援を活用し家庭を支える必要があるため、利用者のニーズを第一義にしながらも、ネットワークを駆使し「子どもの最善の利益を尊重する」立場に立ち、見立て共有し連携する方法があるとよいと考える。</li> </ul> </li> </ul>



● 基礎項目

支援対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般家庭は妊娠期～2歳が対象。ひとり親は小学校卒業までが対象。要支援は18歳までが対象。</li> <li>➢ 料金について、1時間900円負担としている。</li> </ul>																					
利用状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">実利用者数</th> <th rowspan="2">登録者数</th> <th rowspan="2">利用時間</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>ひとり親</th> <th>要支援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>519名</td> <td>75名</td> <td>37名</td> <td>665名 (うち要支援： 47名)</td> <td>8,997時間 (うち要支援： 1,669時間)</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>250名</td> <td>33名</td> <td>24名</td> <td>354名 (うち要支援： 28名)</td> <td>4,658時間 (うち要支援： 543時間)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親、精神的に不安であったり精神疾患の親が多い。</li> </ul>		実利用者数			登録者数	利用時間	一般	ひとり親	要支援	令和4年度	519名	75名	37名	665名 (うち要支援： 47名)	8,997時間 (うち要支援： 1,669時間)	令和5年度	250名	33名	24名	354名 (うち要支援： 28名)	4,658時間 (うち要支援： 543時間)
	実利用者数			登録者数	利用時間																	
	一般	ひとり親	要支援																			
令和4年度	519名	75名	37名	665名 (うち要支援： 47名)	8,997時間 (うち要支援： 1,669時間)																	
令和5年度	250名	33名	24名	354名 (うち要支援： 28名)	4,658時間 (うち要支援： 543時間)																	
支援体制の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>【委託事業者数   6社】、【要件・資格   不問】</li> <li>➢ 育児と簡単な家事を依頼。要支援の場合も支援者の要件は設けておらず、保育士の資格などは求めている。事業者の様子を見て事業者で研修を義務付けており、一定の基準を満たした担保された質の支援を実行できる体制であることを確認し委託契約を結んでいる。要支援を委託する事業には要支援のこどもが対象となることを伝えて支援に臨んでもらう形であり、ソーシャルワークの機能などを求めている。</li> <li>➢ 一般対象やひとり親対象の場合は、4事業者の中で保護者のニーズにマッチする事業者を選択する。</li> <li>➢ 要支援家庭について、要望があれば支援を実施する。事前面談では利用の要望が少ないものの、実際利用してみると頻度を増やす場合がある。支援を断られた場合はケースワーカーやケアワーカーと連携して他の支援などへの接続も含めて検討する。</li> <li>➢ 支援申し込みのキャンセルは区が対応している。</li> </ul>																					
支援体制の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般家庭と要支援とで支援までの流れが異なり、要支援家庭についてはケース会議で利用の内容や頻度などを検討している。</li> <li>➢ 一般家庭   問い合わせ窓口は区である。子ども家庭支援センターで1回訪問したうえで申請書を記載し、支援内容に合った事業者へ依頼する。支援が始まり2回目以降は事業者と支援者でやり取りする。支援計画はなく利用者限度が決まっているため、70時間の限度内でご家庭で決めて利用していただいている。毎回の支援に対する支援報告を作成し、月ごとに定期的に区へ提供していただいている。本事業は、予防的な位置づけで実施している。周知は母子手帳発行の段階から実施しているものの、区へ何かしら相談したい方が利用する印象である。</li> <li>➢ 要支援家庭   要支援の場合、当事者から直接問い合わせが来るのではなく、機関連携から情報が入り、サポートプランを作成し、本事業が必要な場合に事業利用申請、事業者委託を行う。事業者には支援計画を作成する段階には関わっておらず、区が利用者の要望を聞いたうえで会議で決定した支援計画に沿った支援内容を依頼する。事業者へはこどもの所属まで伝えていない。</li> </ul>																					

情報連携、連絡方法等のツール	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし。</li> </ul>
要対協（個別ケース検討会議等）の主な構成員（メンバー）	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生・児童委員、病院、弁護士、警察所、福祉施設、幼稚園、保育園、児童相談所、子ども家庭支援センター、等。要支援のこどもの支援を行っている事業者も参加している。</li> </ul>
情報共有の実態	<ul style="list-style-type: none"> <li>属性や障がいに関しても本当に必要な内容のみ事業者へ伝えている。<b>全ての情報を共有するのではなく、区が支援に必要と判断した最小限の情報の提供</b>を行っている。</li> </ul>
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>家事・育児支援 育児相談対応。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 家事の中に簡単な調理の支援は行っている。育児相談は表立って伝えてはならず、支援員にも支援内容として依頼していない。家庭で訪問して支援する中で、支援者から相談を受けた際には自治体との仲介として相談に繋げる。事業者の支援員が深く家庭に入り込まない。</li> <li>➢ 事業者へはソーシャルワークの機能より家事・育児支援を求めている。</li> </ul> </li> <li>家庭に入ることに対し家族の理解が得られないケース。家族が外出中など都合の良い連絡時間を聞いている。<b>家庭に入ることに関して家族の理解が得られないため、家族がいる時に電話などの連絡が出来ない場合がある。</b></li> </ul>

## ● 事業の実態・課題等

訪問支援員の要件を満たすための基礎的な研修の内容、研修にかかる時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託事業者には、<b>研修を随時行い、ヘルパーの技術的かつ倫理的資質の向上を図ることを義務付け</b>ている。専門的相談は、相談対応、傾聴、児童発達支援等の研修やOJTを実施している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 委託業者の研修の内容は事業者が決めている。専門的相談は訪問事業に携わる区の訪問職員が対象である。年度初めに研修計画を立て、外部の研修も活用しながら実施している。毎年年間2時間×6回実施している。専門的相談については、ケースワーカーがついていない家庭を主に訪問して実施しており、区の訪問職員が支援員と同行することは少ない。</li> </ul> </li> <li>継続的な研修は実施していない。</li> <li>DVや児童虐待に関する研修に参加している。区が計画している研修を区の訪問職員が受講している。</li> <li>専門的相談員に対する研修時間の確保と講師依頼が課題である。また、その他講師を選定し打診することや費用面での課題がある。</li> </ul>
研修の受講を必須とした際の負担感	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の養育支援訪問事業の中では基本的に事業者で対応いただいているため、区の負担感はない。現状事業者が実施する<b>研修内容以外の内容も今後必須となった際は区が研修を準備するなど対応が必要</b>となる。</li> </ul>
支援対象者と訪問支援員や事業者とのトラブル対応等に関する自治体の関与の実態とあるべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的なトラブルは報告を受けたのち、委託業者で対応。<b>要対協・ケース管理に関わってくるような案件は区の会議体で検討し対応</b>する。依頼されていないことを実施されたなど一般的なトラブルでも区が仲裁に入るケースもある。</li> </ul>

● 基礎項目

<p>支援対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浜松市に住民票を有し、妊婦（母子健康手帳の交付を受けている者）又は1歳を迎える前日までの乳児を養育する保護者であって、日中に身近に相談できる者が他にいない者、家事又は当該乳児及び兄弟児の養育が困難である者。</li> <li>妊婦から乳児世帯まで幅広く利用登録されている実態である。</li> </ul>										
<p>利用状況</p>	<table border="1" data-bbox="334 493 1325 658"> <thead> <tr> <th></th> <th>実利用数</th> <th>新規登録数</th> <th colspan="2">利用時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>167人</td> <td>377人</td> <td>2,715時間</td> <td>内訳：家事支援1,541時間・育児相談支援259時間・家事支援と育児相談支援915時間</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度においては、利用時間数の57%が「家事支援のみ」での利用であった。</li> <li>新規登録数と比較して実利用数が少ない理由は、妊娠中に産後支援の必要性を懸念し、念のため早期に利用登録する方も多いと推測している。（実際には親族等の支援が得られ、本事業の利用には至らない場合がある）</li> <li>育児相談支援については、事業者が家庭訪問して支援対象者の話を傾聴し、支援対象者のニーズに沿った支援を実施している。</li> <li>家事支援の場合は、一般的な家事支援サービスのイメージで実施するが、希望する支援内容や実施の優先順位等についてはできるだけ支援対象者の意向に沿うように心がけている。</li> </ul>		実利用数	新規登録数	利用時間数		令和4年度	167人	377人	2,715時間	内訳：家事支援1,541時間・育児相談支援259時間・家事支援と育児相談支援915時間
	実利用数	新規登録数	利用時間数								
令和4年度	167人	377人	2,715時間	内訳：家事支援1,541時間・育児相談支援259時間・家事支援と育児相談支援915時間							
<p>支援体制の状況</p>	<p>【委託事業者数   5社】、【要件・資格   あり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施担当者に求める要件・資格は、①子育て経験のある者若しくは子育てに関する事業に従事した経験のある者又は保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭若しくは介護保険法第7条に定める介護福祉士で定められた資格を有する者、②心身ともに健全であること、③家事又は育児相談支援に関する援助を適切に実行する能力を有すること、の全ての要件を満たす者としている。</li> <li>事業実施可能エリア等は事業の仕様の範囲で事業者ごとの設定を可能としている。事業者ごとの特徴に応じて、利用者が実施事業者を選択できる仕組みとなっている。</li> <li>利用料については、事業者ごとに設定している利用料から、本市の補助額を差し引いた金額を支援対象者が直接事業者を支払う仕組みとなっている。</li> </ul>										
<p>支援体制の流れ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援対象者が市に利用申請後、市が利用確認票により支援対象世帯の状況を確認し、利用承認決定ののち、利用通知書を利用者に通知する。</li> <li>サービス提供期間内における利用合計時間数は上限50時間まで（多胎・未熟児養育医療対象の子どもがいる世帯は100時間まで）としている。             <ul style="list-style-type: none"> <li>利用上限時間すべてを利用した世帯は、R4年度は16件であった。</li> <li>母子保健担当部署にて本事業を紹介され、利用申請に至る世帯が多いが、本事業の支援だけでは支援が不足していると考えられる場合は、行政機関におけるアセスメントののち、他事業（例：養育支援訪問事業など）の追加利用等も検討していく。</li> </ul> </li> </ul>										

<p><b>情報連携、連絡方法等のツール</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本事業の運用にあたって、事業者と行政機関との連携はとれており、<b>早急に行政支援が必要な世帯や、追加の支援が必要な世帯の利用者情報は随時事業者から行政機関に連絡が入る仕組みとなっている。</b>（例：事業者が利用者の話を傾聴する中で、DV被害を認知し、早期の支援を求めている場合、母親に産後うつ傾向が認められ、本事業の利用だけでは今後の養育状況が懸念される場合など）</li> <li>• また、もともと行政機関のかかわりがある世帯で、事業者の介入時に配慮が必要な場合は、事前に行政機関から事業者へ連絡を入れ、支援方針の確認を行ったうえで事業実施している。</li> <li>• 事業者と行政機関相互の情報共有ツールは電話を主としており、紙面では伝えきれない詳細な部分まで担当者同士でお互いに確認しながら共有している。</li> </ul>
<p><b>要対協（個別ケース検討会議等）の主な構成員（メンバー）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本事業の受託事業者は、要保護児童対策地域協議会の構成機関ではないが、<b>個別ケース検討会議の開催が必要な場合には守秘義務を課した上での参加を呼びかけ、支援内容の検討・共有を行っている。</b></li> </ul>
<p><b>情報共有の実態</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 行政機関から事業者に対して、住所・氏名等、<b>事業利用に際して必要な項目は共有するが、それ以上の内容を一律に提供することはしていない。</b>前述のとおり、行政機関と事業者の連携ができているため、<b>必要時、必要な内容を共有</b>することとしている。</li> <li>• 利用中の保護者が精神的に不安定で言動・行動が気になる、本事業のキャンセルが続く、母子家庭で本事業以外の支援がなく不安を抱えている等、気になることがあれば、（紙面上の事業報告は実績報告のみとなるが）前述のとおり、子ども・保護者の状況について随時行政機関に連絡が入るため、状況を共有し、適切な支援につなげている。</li> </ul>
<p><b>支援内容</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 家事支援のみ、育児相談支援のみ、家事支援・育児相談支援の双方利用の3パターンである。</li> <li>• 事業者が家庭訪問し、実際の養育状況を把握・確認しながら個別支援が展開できている。</li> <li>• <b>家事支援のみの申請であっても、利用者とお話をする中で、育児相談や精神的なフォローが必要になる場合も多く、事業担当者には子育て世帯に寄り添う優しさとともに、コミュニケーションスキル、傾聴技術、アセスメント能力等も求められることが多い。</b>本事業を利用した利用者からは「産後の家事・育児の両立がづらい時に、ヘルパーさんが優しく話を聞いてくれて嬉しかった。家事もテキパキすすめてくれたので、心のゆとりが持ててよかった」等の意見はいただいている。</li> </ul>

## ● 事業の実態・課題等

訪問支援員の要件を満たすための基礎的な研修の内容、研修にかかる時間

- 市としては、受託事業者に対し、仕様書内で事業実施担当者の資質向上を責務としている。具体的には、事業者単位での研修の実施、健康管理、資格を有する者（保健師、助産師、看護師、幼稚園教諭、保育士のいずれかの資格を有する者）を確保させ、利用者支援に関する相談に対応できるようにしている。

研修の受講を必須とした際の負担感

- 事業の質の確保のため、研修内容の統一・更新は必要と考えるが、既存の研修内容でカバーできる部分がどのくらいあるのか、新たな研修にどれだけ調整が必要か、講師料等の予算確保がどの程度必要かは懸念される。

支援対象者と訪問支援員や事業者とのトラブル対応等に関する自治体の関与の実態とあるべき姿

- 支援対象者からのクレームが、事業者・行政機関に入った際、事業者と行政機関で情報共有を行い、基本的には事業者が対応している。